(お知らせ)

市区町村における家電リサイクル法への取組状況について

平成18年11月28日(火) 環境省廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室 直通:03-5501-3153

室 長:東修司(内線6831) 室長補佐:相澤寬史(内線6834) 担 当:風間善之(内線6836)

平成13年4月から施行されている特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に関して、全国の市区町村の取組状況を把握するために、定期的にアンケート調査を行っているところですが、今般、本年4月1日時点における取組状況について調査結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

調査対象は全市区町村で、都道府県を通じ全国の市区町村に協力を依頼し、全1,845市区町村(合計人口12,814万人)のデータを取りまとめました。調査期間は平成18年5月29日~7月21日でした。

その結果、家電リサイクル法における廃家電4品目の取扱いについて、小売業者に引取 義務のある廃家電4品目のみならず、小売業者に引取義務のない廃家電4品目(義務外品) についても行政回収を行わない市区町村が前々回(一昨年4月調査)、前回(昨年4月調 査)の調査と比べやや増加しています。

義務外品の行政回収を行っている市区町村(477市区町村)においては、8割以上(414市区町村)が回収した廃家電4品目を指定引取場所まで運搬し、家電リサイクル法のルートで処理をしています。

また、不法投棄対策については、全市区町村の約8割において不法投棄対策が講じられており、市区町村における不法投棄対策の取組が着実に進展しています。

家電リサイクル法における廃家電4品目の取扱いについて

小売業者に引取義務のない廃家電4品目(義務外品)については、回答のあった市区町村の74%に当たる1,368市区町村が粗大ごみ等として回収を行ういわゆる行政回収を原則として行っておらず、これは、前々回(一昨年4月調査)、前回(昨年4月調査)の調査と比べやや増加している。

行政回収を原則行わない1,368の市区町村においては、義務外品については、主に地域小売店と許可業者を中心とした回収システムを構築している。

家電リサイクル法第9条の規定に基づき、小売業者は、自ら過去に販売した製品又は買替えに伴い廃棄される製品の引取りを求められたときは、引き取らなくてはならない。

1.平成18年4月1日での廃家電4品目の処理体制について該当する番号を選択して下さい。

市区町村数(%) 前回 前々回

- 1)小売業者に引取義務のない廃家電4品目(義務外品)を 含め行政回収は原則行わない。
- ···1,368(74%) (72%) (70%)
- 2)小売業者に引取義務のある廃家電4品目(義務品)は行政回収しないが、義務外品は行政回収する。
- · · · 267 (15%) (17%) (19%)
- 3) 義務外品、義務品を問わず廃家電4品目は行政回収する。・・・ 210(11%) (11%) (11%) 合計 1,845 (100%)
- 2.(上記1.で1)を回答した市区町村に対し)平成18年4月1日現在の義務外品の回収システムについてお伺いします。

前回 前々回

- 1)主に、地域小売店が連携した回収システムである。 ・・・・245(18%) (19%) (23%)
- 2)主に、地域小売店と量販店が連携した回収システムである。 ・・・ 93(7%) (8%) (8%)
- 3)主に、地域小売店と許可業者が連携した回収システムである・・・133(10%) (14%) (15%)
- 4)主に、量販店が中心の回収システムである。 ・・・38(3%)(3%)(3%)
- 5)主に、許可業者が連携した回収システムである。 ・・・・189(14%) (14%) (15%)
- 6)主に、環境大臣指定業者による広域回収システムである。 ・・・ 60(4%)(3%)(3%)
- 7)中心的な回収システムはない。 ・・・412(30%) (25%) (21%)
- 8)把握していない。 ・・・166(12%) (12%) (10%)
- 9)その他 ・・・ 32(2%) (2%) (2%)

合計 1,368(100%)

義務外品を行政回収する場合の対応について

(1)義務外品の行政回収を行っている477市区町村(の1.で2)及び3)を選択した市区町村)においては、行政回収する場合の主な引取り申込方法については、市区町村に設置された受付窓口に連絡し戸別回収が40%(192市区町村)であり、次いで市区町村施設への直接持ち込みが36%(172市区町村)であった。また、廃家電4品目の回収については、56%(265市区町村)で直営で回収しており、残りの44%(212市区町村)が業者に委託している。回収した廃家電4品目の処理については、8割以上(414市区町村)が指定引取場所まで運搬し、家電リサイクル法のルートで処理をしている。処理料金の徴収については、約8割(375自治体)が再生処理料金は家電リサイクル券を活用し、排出者からは収集運搬料金のみ徴収しており、ほぼ前回調査と同様だった。家電リサイクル券の運用については、家電メーカー名の誤記(40%)や品目記載の誤記(20%)や券の貼付場所の間違い(20%)などがみられた。

さらに、収集運搬料金の額は、単純平均値で見ると、廃家電4品目それぞれについて、約2,100~2,400円程度であり、前回調査とほぼ同様だった。

1.これまでの行政回収量について、法施行前に予想して	ていた行政回収量の	上実際の)行政回
収量を比較した現在の状況として最も近いものを選択し	って下さい。		
		前回	前々回
1)ほぼ予想通りである。	· · · 123(26%)	(31%)	(32%)
2)予想よりも行政回収量が多い。	· · · 83(17%)	(17%)	(14%)
3)予想よりも行政回収量が少ない。	· · · 117(25%)	(24%)	(30%)
4)わからない。	· · · 148(31%)		
5)その他	· · · 6(1%)	(1%)	(2%)
	合計 477 (100%))	
2.廃家電4品目を排出する際、住民の市区町村への主	な引取り申込方法	はどの	ような方
法ですか			
		前回	前々回
1)市区町村に設置された受付窓口に連絡し戸別回収	· · · 192(40%)	(37%)	(37%)
2)指定日に指定場所で回収(ステーション方式)	39(8%)	(9%)	(12%)
3)市区町村施設へ直接持ち込み	172(36%)	(38%)	(36%)
4)その他	· · · 74(16%)	(16%)	(15%)
	合計 477(100%)		
3.廃家電4品目の回収者は誰ですか			
		前回	前々回
1)市区町村が行う(直営)	· · · 265(56%)	(56%)	(56%)
2)市区町村が委託した業者が行う	· · · 212(44%)	(44%)	(44%)
	合計 477(100%)		
4.回収者は住民から引き取った廃家電4品目をどのよう	に処理しますか		
		前回	前々回
1)指定引取場所まで運搬し、製造業者等に引き渡し、			
家電リサイクル法のルートで処理される	414(87	%) (87%	(89%)
2)環境大臣の定める方法により市区町村自ら再生処理す	- る ··· 6(19	%) (1%	(a) (a)
 3)環境大臣の定める方法により処理可能な			
一般廃棄物処分業者へ引き渡す	· · · 33(7°	%) (8%) (7%)
4)その他	· · · 24(55	, ,	, , ,
	合計 477(100%)	, ,	, , ,
	()		

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処理の方法として環境大臣が定める方法(平成11年厚生省告示148号)

5.排出者から処理料金を徴収しますか。

前回 前々回

1) 収集運搬料金のみ徴収し、再生処理料金は家電リサイク

ル券を利用する。 ・・・375(78%) (78%) (81%)

2) 収集運搬料金及び再生処理料金の両方を徴収する。 ・・・ 31(7%) (6%) (5%)

3)徴収しない。 ・・・ 32(7%) (8%) (6%)

4) その他 ・・・ 39(8%) (8%) (8%)

合計 477 (100%)

6.これまでにおける家電リサイクル券の運用に当たって、該当するものがあれば選んで下さい。(複数回答可)

前回 前々回

(単位:市区町村数)

1) 家電リサイクル券の記入に家電メーカー名の誤記があった。 ・・・150(40%) (43%) (37%)

2) 家電リサイクル券の品目の記載に誤記があった。 ・・・ 74(20%) (19%) (18%)

3) 支払われたリサイクル料金が間違っていた。 ・・・ 52(14%) (13%) (13%)

4) 家電リサイクル券の貼付場所が間違っていた。 ・・・ 75(20%) (19%) (18%)

5)家電リサイクル券が破損、あるいは紛失していた。 ・・・ 52(14%) (13%) (12%)

6)家電リサイクル券が貼付されていなかった。 ・・・ 46(12%) (10%) (8%)

7) その他 ・・・ 72(19%) (18%) (20%)

7.手数料条例で設定している収集運搬料金の額はいくらですか。

収集運搬料金の分布

円	0 ~	500 ~	1000	1500 ~	2000	2500 ~	3000	3500 ~	4000	4500 ~	5000 ~
エアコン	10	14	55	62	82	50	84	23	16	5	5
テレビ	13	19	59	68	83	62	72	18	8	3	1
冷蔵庫・	8	7	44	65	85	57	87	13	17	11	8
洗濯機	9	21	54	72	94	54	75	15	8	2	2

収集運搬料金(単純平均値)

エアコン	テレビ	冷蔵庫·冷凍庫	洗濯機
2,291円	2 , 125円	2 , 406円	2 , 125円

大きさや回収方法の違い(戸別・持込)により額が異なる場合は品目ごとの単純平均値

- (2) 平成17年度において廃家電4品目の回収実績のある市区町村数は421市区町村であり、回収台数は、エアコン9,128台、テレビ44,534台、冷蔵・冷凍庫24,096台、洗濯機22,148台で品目合計では99,906台であった。このうち指定引取場所へ持ち込まれ、メーカーに引き渡されたのは、エアコン8,371台、テレビ40,690台、冷蔵庫・冷凍庫21,794台、洗濯機20,243台で合計では91,098台(行政回収された廃家電4品目の91%)であった。
 - 1. 平成17年4月~平成18年3月末までの廃家電4品目の行政回収の実績台数の合計を 記入して下さい(行政回収とは、問1の行政が直接又は委託業者により回収することを指 し、不法投棄物の回収分は含みません)。

平成17年度の行政回収の実績台数 (市区町村数421、人口3.380万人)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫 ·冷凍庫	洗濯機	合 計
平成17年4月~	実績台数	9,128台	44,534台	24,096台	22,148台	99,906台
平成18年3月	うち引取場所	8,371台	40,690台	21,794台	20,243台	91,098台

注)引取場所:指定引取場所へ持ち込んで処理したもの

(参考)

平成16年度の行政回収の実績台数 (市区町村数599、人口3,577万人)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫 ·冷凍庫	洗濯機	合 計
平成16年4月~	実績台数	9,932台	46,011台	25,909台	24,079台	105,931台
平成17年3月	うち引取場所	8,773台	41,700台	23,013台	21,348台	94,834台

家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄の状況について

(1) 平成17年度においては、1,560市区町村(85%)において、不法投棄された廃家電4品目の回収が行われた。不法投棄された場所については、これまでの調査と同様、道路(73%)、山林、田畑等(61%)、ごみ収集場所(55%)への不法投棄が多く見られた。

不法投棄を行ったと考えられる主体については、ほぼすべて(98%)の市区町村が個人であると考えており、次いで小売業者(22%)、廃棄物処理業者(14%)であった。

また、不法投棄された廃家電4品目については、半数を超える市区町村(61%)が家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込んだと回答している。

1.平成17年度において、不法投棄された廃家電4品目を回収しましたか。							
前回 前々回							
1)回収していない。	285 (15%) (17%) (20%)						
2)回収した。	1,560(85%) (83%) (80%)						
	合計 1,845 (100%)						
2.(上記1.で2)を選択した市区町村に対し)回収した原 法投棄されていましたか。(複数回答可)	答家電4品目はどのような場所に不						
	前回 前々回						
1)道路上、道路高架下等の公道	· · · 1,142(73%) (66%) (61%)						
2) 民有地以外の山林、田畑等	952(61%) (60%) (58%)						
3)ステーション等のごみ収集場所	865(55%) (53%) (52%)						
4)河川敷等の河川用地内	· · · 741(48%) (46%) (43%)						
5)公園、港湾等の道路、河川以外の公共用地	632(41%) (37%) (32%)						
6)小売店以外の民有地	397(25%) (24%) (23%)						
7)小売店の敷地	··· 79(5%) (4%) (4%)						
8)その他	159(10%) (9%) (10%)						
3.(上記1.で2)を選択した市区町村に対し)家電リサイ	イクル法の施行後5年間を踏まえ、						
どのような者が不法投棄を行うとお考えですか。(複数	(回答可)						
	前回 前々回						
1)住民(他の行政区域の者を含む)	1,531(98%) (98%) (97%)						
2)小売業者	· · · 346(22%) (20%) (19%)						
3)廃棄物処理業者(許可業者)	217(14%) (11%) (10%)						
4)その他	253(16%) (13%) (13%)						
4.(上記1.で2)を選択した市区町村に対し)不法投棄	された廃家電4品目の処理をどの						
ように行いましたか。	* * /						
	前回 前々回						
1)主に市区町村、組合等の自前の処理施設で処理した。	252(16%) (16%) (17%)						
2)主に委託業者、許可業者等の廃棄物処理業者の処理を表現である。	000(100) (100) (000)						
理施設で処理した。	· · · 296(19%) (19%) (20%)						
3)主に家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込み処	050/04/0 /04/0 /50/0						
理した。	959(61%) (61%) (58%)						
4)現在処理方法を検討中である。	··· 53(4%) (4%) (5%)						
	合計 1,560(100%)						

(2)家電リサイクル法の施行後、全市区町村の約8割に当たる1,537市区町村において不法投棄対策が講じられている。具体的には、職員又は委託業者による巡回監視(83%)、ポスター、チラシ、看板等による普及啓発(67%)、町内会など住民との連携による監視、通報体制の構築(44%)等の対策が講じられており、市区町村における不法投棄対策の取組が着実に進展している。

1.家電リサイクル法の施行に伴い、廃家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策
(巡回パトロールによる監視等)を講じていますか。

前回 前々回

1) 講じている。 ・・・1,537(83%) (82%) (80%)

2)今後、講じる予定である(検討中を含む)。 ・・・ 145(8%) (9%) (10%)

3)講じる予定はない。 ・・・ 163(9%) (9%) (10%)

合計 1,845(100%)

2.(上記1.で1)を選択した市区町村に対し)廃家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策とは具体的に何ですか。(複数回答可)

前回 前々回

1) 職員または委託業者による巡回監視、パトロール ・・・1,283(83%) (80%) (79%)

2)町内会など住民との連携による監視、通報体制の構築 ・・・・ 680(44%) (43%) (41%)

3)郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築 ・・・ 477(31%) (36%) (44%)

4) 警察当局と連携した監視、通報体制の構築 ・・・・ 337(22%) (20%) (20%)

5) ポスター、チラシ、看板等による普及啓発・・・・1,037(67%) (65%) (60%)

6)監視カメラ等の設置 ・・・ 172(11%) (7%) (5%)

7) 処理料金の補助 ・・・ 22(1%) (1%) (1%)

8) その他 … 71(5%) (5%) (5%)

3.家電リサイクル法の施行後5年を踏まえ、今後の廃家電4品目の不法投棄についてどう考えていますか。

前回 前々回

1) 増加することが懸念される。 ・・・997(54%) (51%) (54%)

2)現在と変わらないと思われる。 ・・・732(40%) (43%) (40%)

3)減少することが期待される。 ・・・116(6%)(6%)(6%)

合計 1,845(100%)

家電リサイクル法の施行に伴う財政負担について

廃家電4品目の不法投棄に対応するための予算については、平成18年度当初予算を計上している市区町村が1,549(84%)、平成18年度補正予算を計上する予定の市区町村が29(2%)、計上していない市区町村が246(13%)であった。当初予算額は、平均値で1,238千円であった。

また、市区町村における財政負担の変化については、負担は増加していると回答した市区町村が851(46%)、変化していないと回答した市区町村が493(27%)、現段階では判断できないと回答した市区町村が392(21%)の順となっている。不法投棄対策等に係る負担感がやや増加している一方、財政負担の変化について現段階では判断できないとする市区町村もなお約2割ある。

1.家電リサイクル法施行に伴って、廃家電4品目の不法投棄の対応のために平成18年度に予算を計上していますか。

前回 前々回

1) 当初予算に計上している。 ・・・ 1,549(84%) (80%) (77%)

2)補正予算に計上する予定である。 ・・・ 29(2%)(1%)(1%)

3)計上していない。 ・・・ 246(13%) (17%) (20%)

4) 今後、検討する。 ・・・ 21(1%)(2%)(2%)

合計 1,845(100%)

2.(上記1.で1)を選択した市区町村に対し)その予算額はいくらですか。

平均值 1,238 千円

中央値 …… 250 千円 回答した市区町村数1,549

3.家電リサイクル法の施行前後での貴市区町村における財政負担の変化についてお伺いします。

前回 前々回

1)パトロールの強化や不法投棄の問題等があり、全体として急担は増加している

て負担は増加している。 ・・・851(46%) (45%) (42%)

2)家電製品の引取量の減少や処理コストの低減等により、

全体として負担は軽減している。 ・・・109(6%) (6%) (6%)

3)全体として変化していない。 ・・・493(27%) (27%) (30%)

4)現段階では判断できない。 ・・・392(21%) (22%) (22%)

合計 1,845(100%)

家電リサイクル法の施行状況について

法施行後5年が経過した段階での施行状況については、順調に推移していると回答した市区町村は141(8%)、概ね順調に推移していると回答した市区町村は1,075(58%)、あまり順調とは言えないと回答した市区町村は528(29%)、順調とは言えないが101(5%)であった。

1.家電リサイクル法が施行されて5年が経過しましたが、貴市区町村における施行状況についてお伺いします。

1)順調に推移している。・・・ 141(8%)(9%) (12%)2)概ね順調に推移している。・・・ 1,075(58%)(59%) (59%)3)あまり順調とは言えない。・・・ 528(29%)(27%) (25%)4)順調とは言えない。・・・ 101(5%)(5%) (5%)合計 1,845(100%)・・・ 6

2.(上記1.で3)又は4)を選択した市区町村に対し)家電リサイクル法の施行上問題となっている点は何ですか(複数回答可)。

っている点は何ですか(複数回答可)。				
			前回	前々回
1)不法投棄の増加	• • •	525(83%)	(85%)	(82%)
2)指定引取場所の配置や対応等、引取、引渡が				
円滑でないこと		144(23%)	(20%)	(19%)
3)新たな費用負担に対する住民の不満	• • •	331(53%)	(53%)	(51%)
4)制度に対する住民の理解が進まないこと	• • •	224(36%)	(37%)	(36%)
5)その他	• • •	25(4%)	(3%)	(3%)